

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 父が去年亡くなりました。子は私だけで、母は3年前に亡くなっています。自宅の敷地について相続登記しようと調べたところ、登記名義は、戦前に亡くなった祖父になっていました。祖父には、長男である父を含め子どもが8名おり、亡くなっている人もいれば疎遠となっている人もいます。父の兄弟、又はその子どもと連絡がつかなければ手続きできないのでしょうか。

A 場合によっては、連絡がつかなくても手続きできることがあります。例えば、父が家督相続をしている場合などです。家督相続をしているかどうかは、戸籍を見ることで確認することができます。

<解説>

1 家督相続（戸主の相続）とは

家督相続とは、戸籍上の「戸主」の死亡、隠居などによって開始し、通常長男一人が戸主の地位および全ての財産を単独で相続する制度です。

第2次世界大戦後 1947年の民法改正により廃止されました。

2 ご相談のケースでは…

繰り返しになりますが祖父が戸主でその家督相続人が父である事がポイントです。戦前に亡くなっているので、祖父の相続には改正前の民法が適用されます。この場合には、兄弟が何人いようと長男である父が家督相続人となり、財産の全てを単独で受け継ぐことになります。

したがって、現在の民法と異なり、相続人全員による遺産分割協議で財産の取得者を決める必要はありません。

次に「父が一人で相続していた財産」の相続手続きとなりますので、父の相続人は誰かという点に注目します。ご相談者以外に子どもはなく、母も先に亡くなっておりますので相続人は、ご相談者お一人だと思われます。よって手続き上、親戚等どなたかの関与が必要ということはありません。

3 仮に祖父が戸主でない場合は…

念のため、祖父が戸主でなかった場合も解説しておきます。戸主以外の家族が死亡した場合、「遺産相続」と呼ばれる制度がありました。家督相続と同様 1947年の民法改正で廃止されました。

家督相続が戸主の財産及び身分を単独で承継する制度であるのに対し、「遺産相続」は家族個人の財産を承継する制度で、現在の民法に近い制度となっていました。遺産相続における第一順位の相続人は直系卑属となっております。したがって、ご相談のケースでは、ご健在の兄弟全員や亡くなった兄弟の子ども全員が相続人となる場合がありますので、親族と連絡を取って手続きをする必要があるでしょう。

4 まとめ

今回の相談のように、一見複雑そうに見える相続手続きでもケースによっては早期に解決できることはよくあります。思いもよらない解決方法が発見できる場合もありますので、お一人で悩まず、相続の専門家である司法書士にお気軽にご相談ください。

雑感 (第2回)

～ 連鎖販売取引の事実不告知について ～

連鎖販売取引の勧誘時、将来得ることができるであろう利益について、勧誘する者から甘い見通しが示されることがある。そして、そのような告知内容について、勧誘を受けた者がメモを残していることがある

(将来、自分が同じように勧誘するのであるから、メモをする方が自然であろう)。

さて、このような勧誘時の告知について、所管行政庁が公表している通達ですら、「安易に高収入が得られる話のみを強調し、そのような可能性が稀有であるにもかかわらず、可能性の乏しさ、困難さに全く言及しない場合は、事実の不告知に該当し得る。」との見解が示されている。

したがって、甘い見通しが強調され、それだけの利益が得られるとする根拠が適切に告げられていないのであれば、故意の事実不告知があり、当該告知によって誤認をして締結した連鎖販売契約は取り消すことができよう。そして、勧誘時の告知はしばしば「言った・言わない」の押し問答になりがちであるが、連鎖販売取引の場合には証拠が、すなわちメモが残っているケースが少なくないのである。

犯罪被害者支援の窓口

今回は、法務局の人権侵犯救済手続によって行われる措置の特徴について紹介します。

2月号で紹介したように、この手続では多様な措置が規定されています。そして、その多くでは、加害者を指導・監督する者のほか、被害の救済・予防について実効的な対応ができる者や公的機関などのように、事案の直接的な当事者ではない者も措置の対象者として規定されています。

裁判所の訴訟手続では、判決等の効果は原則として当事者のみに及ぶものとされていますので、この点是人権侵犯救済手続の大きな特徴と考えられます。

学校内や職場内、家庭内、近隣地域といった限られたコミュニティ内での人権侵害事案では、加害者と被害者が事件後も関係を継続することになるため、被害回復のためには、指導的立場にある関係者や関係行政機関などによる、当時者間の関係改善や被害の再発予防のための環境づくりが求められます。

法務局の人権侵犯救済手続では、このような活動を促す措置も期待できますので、この手続は実効的な被害回復のための有効な手段のひとつといえるでしょう。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相談は無料です！

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更
成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！

